

政治倫理条例を制定しました

香美市議会基本条例～前文～

香美市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、香美市民から直接選ばれた議員で構成され、同じく香美市民から直接選ばれた香美市長（以下「市長」という。）とともに、香美市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあつて、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は多数決による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法機能の強化、充実に努め、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

これらの使命を達成するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守はもとより、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への市民参加の推進、議員間のかつた議論の展開、市長等執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さんや資質の向上等、必要な議会運営上の原則や体制整備等を定め、遵守、実践することにより、市民に信頼され、活力ある議会となることを目指し、この条例を制定する。

議員政治倫理条例～第3条 議員の政治倫理基準～

第3条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に契し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市が行う請負契約、委託契約及び一般物品納入契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦、紹介をしないこと。
 - (5) 政治活動に関し、企業、団体等からの寄付金等を受けないこと。また、議員の後援団体においても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付金等を受けないこと。
- 2 議員は、前項の遵守事項に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、真摯な態度をもって自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

議会基本条例、議員政

提案理由の説明

第1号香美市議会基本条例案は、本市議会の最高規範として平成22年10月の定例会において設置した議会改革推進特別委員会で、昨年10月より1年近く協議を重ねてきた。

条例案には、議会改革として実施してきた会派制や執行部の反問権、議会報告会の実施等についても条文化し、盛り込んでいる。

条文は、第1条に条例の目的、第2条から第4条までが議会及び議員の活動原則について、第5条と第6条は市民と議会の関係について、第7条から第10条までが議会と行政の関係について定めている。

また、第11条は、議員間の討議について、第12条は、委員会の運営について、第13条から第16条にかけては、議会及び議会事務局の体制整備について定めている。第17条から第19条にかけては、議員の政治倫理、身分及び待遇について定めているが、議員の政治倫理については、さらに別途条例で定めることとした。第20条と第21条には、本条例の最高規範性と見直し手続きを定めている。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

第2号香美市議会議員政治倫理条例案は、議会基本条例案の検討過程において、議員の政治倫理については、別途条例にて定めることが望ましいとの特別委員会での意見により、本年1月より協議を重ねてきた。

第1条は、本条例の目的を定めている。第2条は、議員の責務を、第3条は、議員の政治倫理基準を定めている。また、第4条は、市民の責務、第5条は、請負契約に関する遵守事項を定めている。

第6条は、審査会の設置及び議員に対する措置を定めている。この条例は、平成24年10月1日から施行する。

特別委員会委員長報告

〈行財政改革推進特別委員会〉

6月議会以降に開催した行財政改革推進特別委員会における審査の経過及び結果について報告する。

市税等の 滞納整理の状況

分は、540名利用者が全員より徴収、収納を行った。また、納期限までに納付のなかった者に対しては、納期限から1カ月以内に徴収を行った。

前回審査以降の職員等における学校給食費、駐車場利用料の滞納の改善状況等について説明を受け審査を行った。学校給食費、滞納9件は、電話催告、直接徴収によって現在未納はない。質疑では納付書紛失は、再送付を行ったとのこと。

今回、香美市役所職員駐車場使用要綱の改正を行い納期限から1カ月を越えて滞納したとき許可の取り消しを行う旨の要綱改正を行ったことが改善に繋がったとの報告。質疑では要綱改正はメールにて周知徹底をした。短期の臨時雇用等の場合忘れやすいので園長にも再度の周知にて全員の納付が完了した。

駐車場利用料滞納は、平成22、23年度延べ35名分は、5月末の出納閉鎖までに徴収、収納を行った。平成24年度

市有財産の 管理・活用状況等



旧さくら保育園

今日までの経過、予算、問題点、今後の進め方について報告があった。また、市街化区域内の普通財産の土地・建物について詳細にわたる説明を受け審査を行った。

事業終了後、処分する課が不明で普通財産に明確に移行できておらず、残地として残っているものについては今回審査の対象からはずしているとのこと。防草シートは近隣住

民からの苦情にて対応している。審査対象は9件、旧さくら保育園と職員駐車場・専売公社社宅跡地・旧前山市営住宅旧・泰山保育園職員駐車場・旧庚申住宅・秋葉神社・商工会・旧竹串組合工場倉庫・警察官舎跡地である。

この中で、売払い可能物件については、課題等を克服し早期の処分を行うための委員からの提案等があった。また、現在は困難だ

〈議会改革推進特別委員会〉

が、近い将来に処分すべき案件、無償貸付が妥当な案件等の方向性について検討した。今回審査においても財産管理台帳整備の必要性が明らかに、市長に対し提言書を出すこ

とで一致した。本特別委員会2年間の総括についても、案文精査のもと、文章を整え、市長に取りまとめ及び提言を行う運びとなった。

6月定例会以降の議会改革推進特別委員会の審議内容及び決定事項について報告する。

5月に実施した議会報告会の総括として、報告会を実施した各班よりそれぞれ意見集約の上、報告を受けた。

その報告を参考に、また、報告会会場でのアンケート結果も考慮し審議した。

審議の結果、報告会の実施回数は、当初年1回としたが、年2回の開催とし、毎年5月と11月に実施することにした。また、開催場所は、現行の土佐山田町5カ所を6カ所に、

香北町及び物部町は、それぞれ2カ所から3カ所に増やし、合計12カ所での開催とした。班編制は、これまで通り3班編制にて実施することにした。

これらの変更に伴い、香美市議会報告会実施要綱の改正も行った。さらに、今後の課題として、報告会の周知の方法について意見交換し、次回の報告会に向け、準備していくことを確認した。

また、物部町大橋自治会から依頼があり、去る7月18日に、大橋地区において議会報告会を実施した。報告会

への出席者は、正・副議長並びに物部町出身の議員4名で、参加者は、30名余りであった。議会報告会では、市行政に対するご要望等は、各常任委員会に調査又は意見集約の上、議長が市長に文書で報告し、その旨を発言者に回答することとなっている。

また、議会に対するご要望等については、議会運営委員会において協議の上、発言者に回答することとなっている。

市内9カ所で実施した報告会でのご要望等を所管の常任委員会及び議会運営委員会に振り分ける作業を行い、議長より各委員長に文書にて通知した。

次に、議会基本条例は、総務課・法制担当の指摘事項や各委員の意見を踏まえ、前文から第21条まで最終チェックし、条例案を完成させた。

なお、附則については、施行期日として、「この条例は、平成24年10月1日から施行する」との一文、また、「香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例（平成21年香美市条例第46号）は廃止する」との一文を記した。

条例案は、本定例会の最終日に追加提案し、本会議方式で採決する。また、議員政治倫理条例についても議会基本条例と同様に本定例会最終日に本会議方式で採決する。なお、議員政治倫理審査会規程については、議員政治倫理条例施行後に議長決裁にて施行する。

